

不正競争行為差止等請求事案において商品形態の標準化の有無が争われた事件

事案の概要

原告：米国の楽器製造販売業者

被告：日本の楽器製造販売業者

エレクトリックギターの形態の類似を理由とする不正競争防止法に基づく差止請求等に対し、形態の出所表示性が争われた事案。当事務所は被告の日本企業を代理し、すでに同種形態の製品が多数市場に出回っていたため、当該形態は標準化して出所表示性を有しない旨主張し、第一審、第二審、上告受理申立のすべてにおいて勝訴した。

(当事務所は被告を代理)

本件が掲載されている判例集・雑誌等

判例タイムズ974号215頁

判例時報1719号122頁